

ホール利用規約

この利用規約は、西神中央ホールを運営する株式会社シアターワークショップ（以下「施設管理者」という）が定めるものです。

当ホールは、広く文化の振興を図り、地域の活性化及び福祉の向上に寄与することを目的とする内容に限って利用いただけます。利用に際しては、以下をご確認ください。

1. 利用時間について

- ・基本利用時間は 9:00 から 22:00 までです。延長が必要な場合は事前に施設管理者の承認が必要です。
- ・搬入・設営から撤去・搬出の一切を、利用時間内におこなってください。

2. 利用料金について

神戸市条例に則り、利用区分ごとの金額を定めます。詳細は別紙をご覧ください。

- ・利用料金のお支払いについては原則、前納となります。
- ・附属設備料金・人件費・各種料金等は、利用終了後に精算いたします。
- ・精算金につきましては、当ホールより発行する請求書内容に基づき、お支払いください。
- ・利用時間の延長等に伴い発生した当ホールスタッフの宿泊費・宅送費等を実費にて請求する場合がございます。

3. 申し込みについて

抽選申込

予約受付開始日は、利用開始日の 13 か月前の月の 5 日 9:00 から同月 15 日 18:00 までです。

一般申込

予約受付開始日は、利用開始日の 12 ヶ月前の月の 1 日 9:00 からです。

※予約受付開始日が休館日の場合は、翌開館日 9:00~受付開始となります。

※利用開始日まで 1 ヶ月を切った予約はお受けできない場合があります。

予約申込は窓口、FAX、当ホール WEB サイト内「ホール予約専用フォーム」にて承ります。

▽西神中央ホール 窓口 （受付時間：9:00~22:00）

神戸市西区美賀多台 1-1-1 なでしこ芸術文化センター1 階

TEL：078-995-5638 FAX：078-995-5648

メール：info@seishin-hall.jp WEB サイト：<https://seishin-hall.jp/>

申込受付後、当ホールが利用を承認したのち、ホール利用料金請求書を発行いたします。
請求書発行時点で、ご予約確定とし、以降はキャンセルポリシーの適用対象といたします。

4. 申し込みの解約および変更

ご予約確定後、利用者側の都合で利用をキャンセルされる場合は、速やかにご連絡ください。
手続きのタイミングにより、下記の通り利用料金を返金いたします。

ご利用開始日の 181 日前までにキャンセル手続き	: 利用料金の 100%相当額返金
ご利用開始日の 180 日前～90 日前までのキャンセル	: 利用料金の 50%相当額返金
ご利用開始日の 89 日前以降のキャンセル	: 利用料金の返金不可

※日程や区分の変更は利用日の 61 日前まで 1 回に限り承ります。60 日前以降の変更はできません。
変更によって利用料金が増額する場合は追加料金をお支払いいただきますが、減額する場合の差額返金はいりません。

5. 楽屋・控室について

ルーム 1～4 を、楽屋・控室としてホール予約と同時に利用申込することができます。その場合のルーム利用料金は別紙利用料金表「ホール一体利用時」を適用し、ホール利用区分に準じます。
また、ルームは演奏・歌唱等の行為は禁止しております。演奏・歌唱を行う際は、スタジオをご利用ください。

6. 反社会的勢力の排除

- ① 利用者は、施設管理者に対し、自己（自己が法人の場合は、代表者、役員または実質的に経営を支配する者）が暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」という）に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いただきます。
- ② 利用者が、反社会的勢力に属すると判明した場合、施設管理者は催告をすることなく、本承認を取り消すことができるものとします。
- ③ 施設管理者が、②の規定により、本承認を取り消した場合において、施設管理者はこれによる損害を賠償する責を負いません。
- ④ ②の規定により、施設管理者が本承認を取り消した場合において、利用者は、施設管理者ならびに当施設に生じた損害について賠償する責を負っていただきます。

7. 利用の制限について

ご予約確定後あるいは利用中であっても、下記のような行為・状況が見受けられた場合は利用を中止していただくことがあります。

- ・この利用規約や別紙「注意事項・禁止事項」に基づく指示に違反したとき。
- ・利用の権利を譲渡・転貸したとき。
- ・施設又は附属設備を許可された利用目的と異なった目的に使用したとき。

- ・公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- ・施設又は附属設備を汚損し、損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- ・関係官庁より、中止命令が出たとき。
- ・天災等、やむを得ない事由により、当ホールを利用することができないとき。
- ・その他管理運営上支障があると施設管理者が判断したとき。

8. 安全の確保について

- ・利用者は非常時の安全確保の為、当ホールの定員数を厳守してください。消防法上の観点から、立見の一切を禁止します。
- ・利用者の責任において、入場者の整理・会場の警備等の人員を確保、配置し、入場者および一般・図書館来館者の安全を確保してください。
- ・防災上の避難動線は必ず十分な幅員を確保するようにしてください。
- ・防火シャッターの下、防火扉前、消火器付近にはものを置かないよう徹底してください。
- ・非常事態にそなえ、利用前にあらかじめ非常口、消火器の位置、避難経路について確認をおこなってください。
- ・非常の際は、施設管理者の指示に従ってください。

9. 原状回復について

- ・持込備品等は、利用者の管理のもとに、利用終了後は速やかに撤去してください。
- ・利用後の附属設備等は、施設管理者の指示に従い点検確認後、所定の場所にお戻しください。
- ・利用後は、利用者自身において清掃し、利用期間中に発生したゴミはお持ち帰りください。
なお、特別に清掃の必要が生じた場合には別途清掃費を申し受けます。

10. 関係諸官庁への届出

必要に応じて下記届出を所定の官庁へご提出ください。

〔届出の一例〕

- 禁止行為解除申請書 : 神戸西消防署
- 音楽著作権の利用申請 : 日本音楽著作権協会
- 飲食を伴う催事をする場合 : 西部衛生監視事務所 (神戸市)
- 警備を伴う場合 : 神戸西警察署

11. 免責及び損害賠償

- ・搬入搬出を含めた当ホール利用時に発生した疾病・けが、来場者等の人身事故については、その原因に問わず、施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該損害、人身事故が施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。
- ・展示品ならびに利用者及び第三者の所有物の盗難、毀損等による物的損害に対する賠償責任については、施設管理者は一切賠償の責任を負いません。ただし、当該紛失、破損事故が施設管理者の故意もしくは重過失により発生した場合はこの限りではありません。

- ・当ホールの機材、設備等の故障により利用者が当ホールを利用できない場合、既にお支払いいただいた利用料金は返金いたしますが、これによるイベントの中止に伴う損害については、当該損害の発生が施設管理者の故意もしくは重過失による場合を除き、施設管理者は賠償の責任を負いません。
- ・汚損、毀損、または紛失の事態が生じた場合は、速やかに施設管理者へご連絡ください。控室等の鍵を紛失された場合は、返却されるまでに生じる一切の損害を賠償していただきます。
- ・災害・ストライキ等の不測の事態で当ホールの利用が不可能になった場合、その為に生じた損害の補償はいたしません。

当規約は予告なく変更になる場合があります。

以上
(2025年4月版)